

平成25年6月19日

監査報告書

国立大学法人筑波大学

学長 永田 恭介 殿

国立大学法人筑波大学

監事

内田伸子 

監事

山下勝也 

国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条が準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに、理事等から業務処理の状況を聴取するとともに、資料の提出を求め、業務の状況を把握しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表及び決算報告書は適正であることを認めます。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員の業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。